

四万十町水道施設遠方監視装置整備工事
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

四万十町 環境水道課

1. 目的

本町における水道施設の監視システムは、現在、専用回線方式とクラウド方式の2系統で運用されているが、将来的な運用の効率化および情報の一元化を目的に、これらを統合する計画を進めている。

本工事は、この一元化に向けた第一段階として、先行して専用回線を使用した監視システムの改修を行うものである。

システムの運用にあたっては、将来の統合を見据えてクラウド方式を採用し、各施設の監視業務における正確性、迅速性、効率性を向上させるとともに、情報伝送装置等の機器構成や回線使用料の見直しによる経費節減を図ることを目的とする。

本工事の実施にあたり、水道施設監視システムに関する最新の技術動向を踏まえた、総合的に優れた技術提案を広く公募するため、公募型プロポーザル方式により最適な契約候補者を選定するものである。

2. 工事概要

(1) 工事名

四万十町水道施設遠方監視装置整備工事

(2) 工事内容

別紙「四万十町水道施設遠方監視装置整備工事仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 工期

契約締結日翌日から令和7年3月31日（水）まで

3. 提案上限額

47,190,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本工事における提案内容の規模を示すものである。最終的な実施内容および契約金額については、本町と調整した上で決定する。

※提案上限額は、システム構築・導入費用（初期費用）に係る全ての費用を含む。

なお、ランニング費用（システム利用料や通信費用5年分）は本提案上限額に含まないが、審査における評価の対象とする。

※上記提案上限額を超過した見積価格による提案は、失格（審査の対象外）とする。

4. 事業者の公募及び選定

公募型プロポーザル方式で実施する。

5. 参加資格要件

本件に参加できる者は、以下の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 高知県及び高知県内自治体において指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 統括事業者もしくは協力事業者が高知県入札参加資格共同電子申請システムに登録の建設工事県内指名名簿（県内業者）「電気通信工事」へ登録されている事業者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者、又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四万十町暴力団排除条例（平成22年四万十町条例第20号）に抵触していないこと。
- (7) 国税及び地方税のいずれも滞納していない者であること。

6. 公募に係るスケジュール

内容	日 程
プロポーザル実施公告	令和 8 年 7 月 2 3 日（木）
質問書の受付期限	令和 8 年 7 月 3 0 日（木）正午まで
質問書の回答期日	令和 8 年 8 月 4 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 8 年 8 月 5 日（水）
企画提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 1 2 日（水）午後 5 時まで
プレゼンテーションの日程通知	令和 8 年 8 月 1 7 日（月）
プレゼンテーション審査	令和 8 年 8 月 2 4 日（月）
審査結果通知	令和 8 年 8 月下旬
契約交渉	令和 8 年 8 月下旬～令和 8 年 9 月上旬
契約締結	令和 8 年 9 月上旬

※上記は予定であり、予告なく変更する場合があります。

7. 参加手続等

（1）提出書類及び提出部数

次に掲げる参加表明書及び添付書類を、各 1 部提出すること。

ア 参加表明書（様式第 1 号）

イ 会社概要書（様式第 2 号）

※技術士（上下水道部門又は電気電子部門）、RCCM（上水道及び工業用水道）、電気工事施工管理技士、電気通信施工管理技士等の有資格者が在籍している場合は、その人数が確認できる書類（資格保有者名簿や資格証の写し等）を添付すること。

ウ 工事実績表（様式第 3 号）

（2）提出期間

令和 8 年 7 月 2 4 日（金）から令和 8 年 8 月 5 日（水）

（土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前 9 時～午後 5 時）

（3）提出方法

（1）に掲載の提出書類を電子メールで提出し、送付の件名を「【参加表明】四万十町水道施設遠方監視装置整備工事 公募型プロポーザル（業者名）」とすること。原本は持参又は郵送により、「17. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。なお、郵送の場合は書留又は簡易書留により送付すること。

（4）その他

参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第 4 号）を提出すること。

8. 質問の受付及び回答

（1）提出方法

質問書受付期限までに、質問書（様式第 9 号）により電子メールで提出し、送付の件名を「【質問】四万十町水道施設遠方監視装置整備工事 公募型プロポーザル（業者名）」とすること。

（2）電子メール送付先

110000@town.shimanto.lg.jp

(3) 回答方法

令和8年8月4日(火)正午以降に町ホームページに掲載する。

9. 企画提案書等の提出手続

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書等提出届(様式第5号)

イ 工事実施体制表(様式第6号)

ウ 統括・協力事業者選定表(様式第7号) ※協力事業者と連携して施工する場合のみ

エ 配置技術者調書(様式第8号)

オ 企画提案書(様式任意)

- ・提出部数はア～オまでを順にクリップ止めし、6部とする。
- ・企画提案書は日本工業規格A3用紙又はA4用紙とし、縦型、横型、縦書き、横書き、枚数は問わない(着色可)。
- ・作成に当たっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等、専門知識がなくても理解しやすいように配慮すること。
- ・表紙、目次、ページ番号を付けること。
- ・企画提案書及び作業スケジュールには企業名等業者を特定できる内容(業者名やロゴの表示等)の記載は行わないこと。

カ 見積書(様式任意)・・・・・・・・・・1部

- ・見積書は、システム構築・導入(初期費用)に必要な一切の経費(消費税および地方消費税を含む)を含めて算出すること。なお、見積金額が「3. 提案上限額」を超過した提案は失格とする。
- ・見積書には、価格の根拠及び内訳が確認できる積算明細表(任意の内訳書)を添付すること。
- ・提案上限額の対象外となるランニング費用(システム利用料、通信費用等の5年分)については、年次ごとの内訳及び5年間の総額、算定根拠がわかる明細資料を添付すること。

(2) 提出期間

令和8年8月6日(木)から令和8年8月12日(水)

(土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時～午後5時)

(3) 提出方法

持参又は郵送により、「17. 問い合わせ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がある。
- イ 提出された企画提案書は、返却しない。
- ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

10. 企画提案書の内容

(1) 提案項目

[システム構築方針]

システム構築の基本方針や考え方、機器の構成や特徴などを記載すること。

[遠方監視の有用性]

監視画面の視認性や操作の利便性、運用面でのメリットやデメリット、将来的な監視施設の拡張や

縮小などの変更への柔軟性などを記載すること。

[信頼性]

データの保存や通信の信頼性、データサーバーやデータセンターの信頼性、セキュリティ対策など特徴を記載すること。

[サポート体制]

保守メンテナンスの項目および実施体制、異常時の対応及び体制、操作など運用面で支援体制などを記載すること。

[導入費用]

導入費用・ランニング費用（５年間）を記載すること。

また、リースやサービス料、保守契約など導入後に適用するものがあれば記載すること。

[応募者による提案]

仕様に定める内容以外で独自の提案があれば記載すること。

(2) 作成に当たっての基本的条件

仕様書に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、企画提案書を作成すること。企画提案書は、提案項目ごとに資料等（様式任意）を添付すること。

(3) 次のいずれかに該当する提案は無効となります。

- ア 参加事業者以外による提案
- イ 参加資格確認書類その他の一切の書類に虚偽の記載をした提案
- ウ 提出書類の記載事項が不明なもの、又は記名・押印のない提案
- エ 書類が不足している提案
- オ 要求したもの以外の書類及び図面等による提案
- カ 参加事業者が２つ以上の提案書を提出した場合の全ての提案
- キ 参加事業者が他の参加事業者の代理をした場合の全ての提案
- ク その他参加に関する条件に違反した提案

II. 審査方法等

(1) 審査員の構成

- ・環境水道課 ４名
- ・総務課 １名
- ・企画課 １名

(2) 審査日時

令和８年８月２４日（月） ※詳細な日程等は別途通知する

(3) 審査会場 四万十町役場 西庁舎３階 西会議室３Ａ

(4) 審査方法

- ・審査は、工事实績等、工事実施体制、企画提案内容等を別紙の「四万十町水道施設遠方監視装置整備工事公募型プロポーザル評価基準表」に基づき総合的に評価する。
 - ・参加者が多数の場合には、担当課において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を３者程度に絞り込むことがある。
- なお、参加申込者が１者であった場合も審査を行うものとする。

(5) プレゼンテーション等の実施

- ・プレゼンテーションは、参加表明書を受理した順番で行う。
- ・１事業者３０分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答の時間を設ける。
- ・出席者は管理技術者を含めて実施体制表に記載のある者が出席することとし、４名以内とする。
- ・プレゼンテーションに使用する機材（プロジェクター・スクリーン・ＰＣ等）は持参すること。

12. 契約候補者の決定

各審査委員の採点の合計点（以下「評価点」という）と提案書及び見積額に対する評価の合計が最も高い事業者を契約候補者とする。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は、不採用とする。

なお、評価点が同点の場合は、次により契約候補者の選定を行う。

＜順位付けの条件＞

- ① 審査項目のうち、「企画提案内容」の点数の合計が最も高い事業者
- ② ①が複数ある場合は、審査項目の内「工事実施体制」の点数の合計が最も高い事業者
- ③ ②が複数ある場合は、見積書の金額が最も低い事業者

13. 審査結果

審査結果については、四万十町ホームページにおいて公表（受注候補者の名称等）するとともに、全ての提案者に対して通知する。なお、審査結果に関する質問、異議等は一切受け付けない。

14. 契約の方法

- （1）原則として、契約候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の工事内容となるが、本工事の目的達成のため、契約候補者との協議により、内容を修正・追加する場合がある。
- （2）契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった事業者を契約候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結することとする。

15. 提出書類の取扱い

- （1）提出された全ての書類は、返却しない。
- （2）提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- （3）提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- （4）町が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。

16. その他

（1）言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急の場合その他やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を四万十町に請求することはできない。

（3）失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「3. 提案上限額」を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 提案者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問い合わせ先・提出先

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町役場 環境水道課 上下水道班

電話：0880-22-3119 FAX：0880-22-5040

メール：110000@town.shimanto.lg.jp